

# 静岡からの報告

- 1 知事が代わっての変化
- 2 ツバクロ残土置き場に断層  
盛り土を止めさせることは可能か

ストップ・リニア訴訟・静岡 事務局長 芳賀 直哉

# 鈴木新知事「スピード感をもってリニア問題を解決」

1:49

## 鈴木知事“リニアウィーク”

あすは「期成同盟会」岸田総理とも面会へ  
鈴木知事のリニア対応 大井川流域の“本音”は

おととい(火)



斉藤国交大臣と

面会

きのう(水)



JR東海

丹羽社長と面会

あす(金)



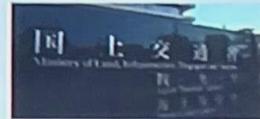
山梨・長崎知事と面会



自民党リニア特別委員会  
に出席



期成同盟会・総会に出席



国交省へ要望



岸田総理へ要望

# 3者合意、県内ボーリング容認、 鈴木知事の「前のめり」の象徴？

新知事になって  
加速した側面は  
あると思うが、  
水資源・地質専  
門部会でも  
条件付きで容認

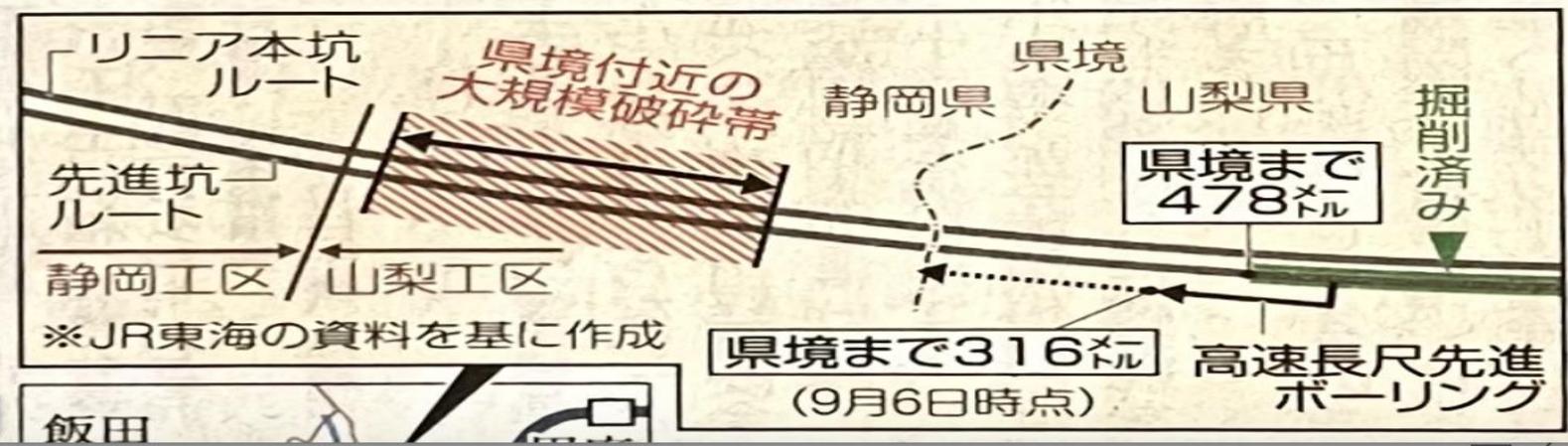
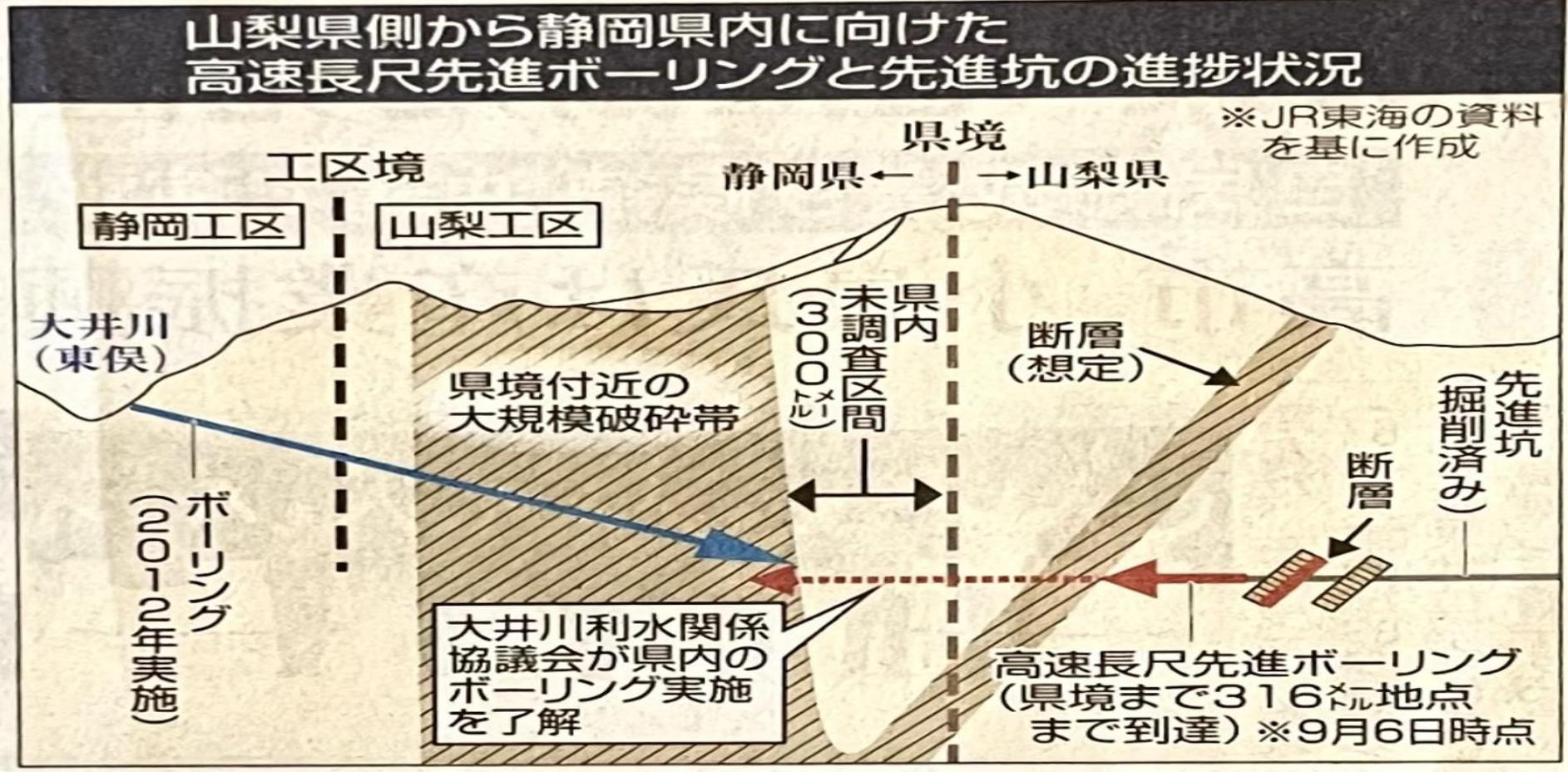


川勝前知事:「県境付近では静岡側の水を引っ張るので断層②手前で止めてほしい」

JRの調査では、「1メートルの粘土層があり通例断層が存在する」

5月13日の専門部会で「リスク管理も含めて了承」

湧水圧試験等 → 湧水量の推定成分分析 → 由来の判定



JRは山梨県で進めるリニアトンネル工事のうち、静岡との県境付近で掘削方

**ツバクロ残土置き場に断層**

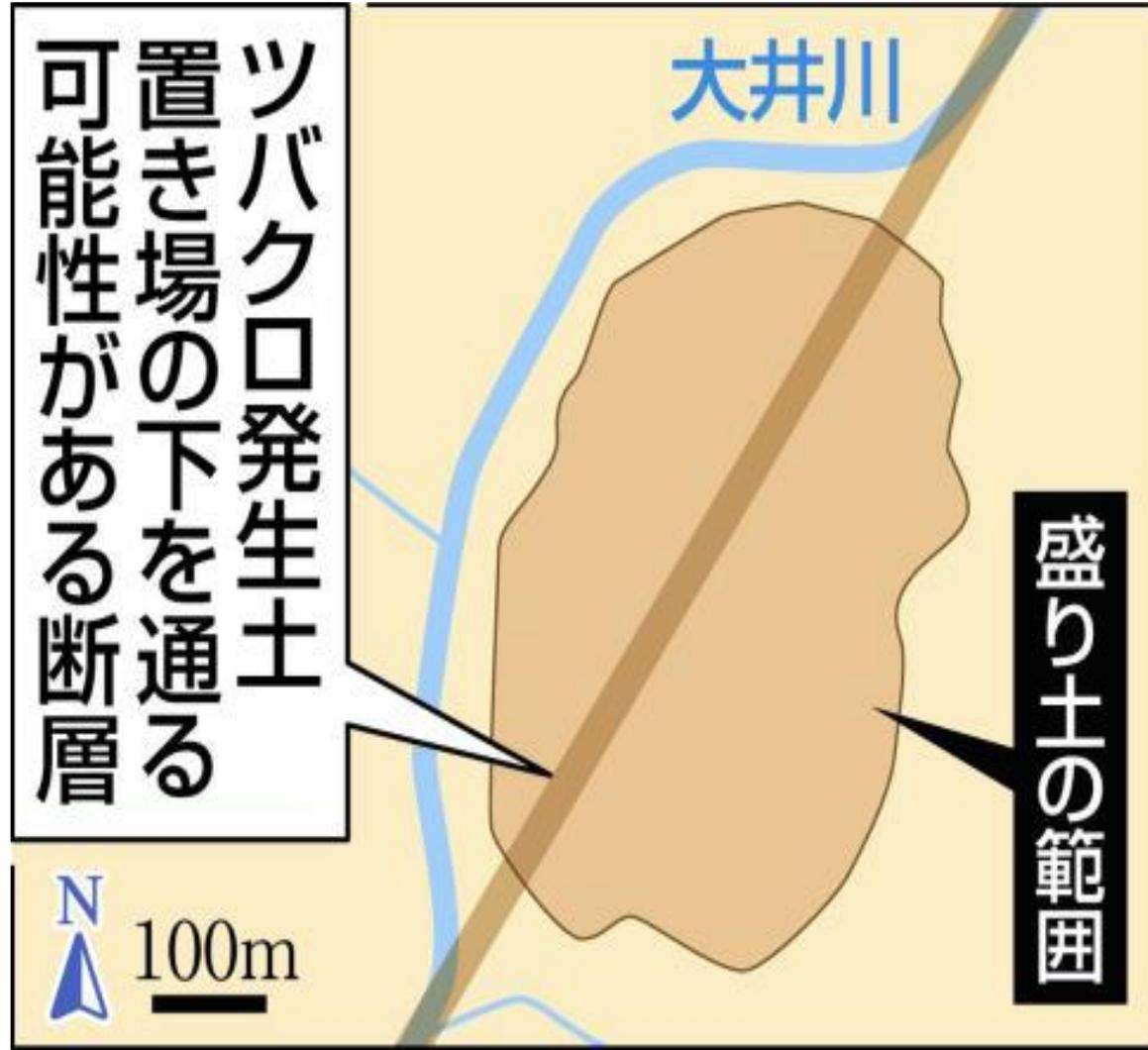
**盛土を止めさせることは可能か**



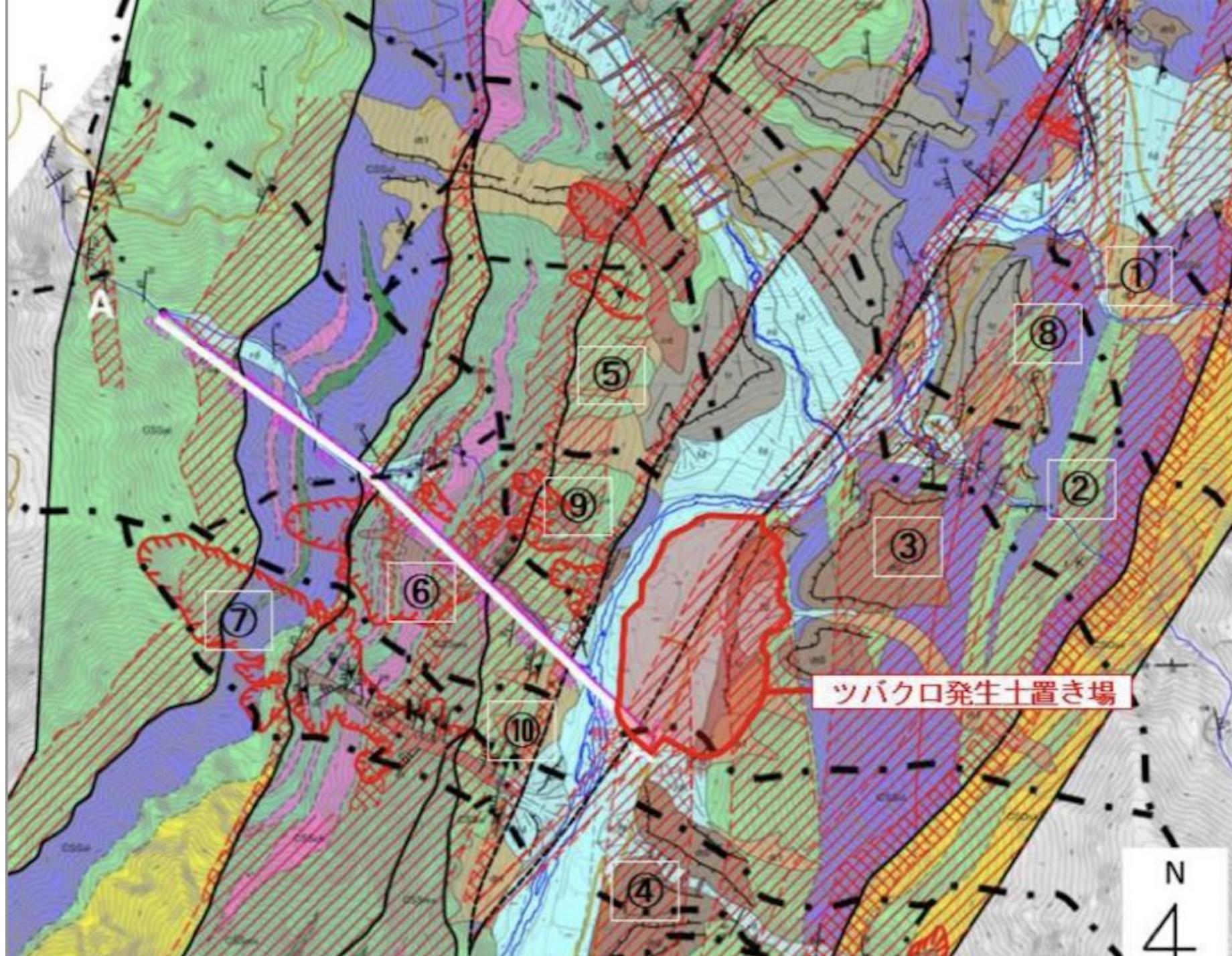
ツバクロ発生土置き場の西側を撮影\_\_対岸斜面、上干枚沢の土石流堆

ツバクロ残土置き場（南北約600m、東西約300m、高さ70m）

の直下に断層（下の図は中日新聞記事による）



# 県水資源 地質部会 の会議で 示された図



# 環境影響評価法の対象となるか？

単独で対象となるのは、25ha以上の発生土

最終処分場

ツバクロは13.5haのためアセスの対象とならず。

「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」

(令和5年5月施行)はどうか？

# 盛土規制法第26条「特定盛土等工事規制区域」

1項： 土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害により居住者等の生命・身体に危害を生ずるおそれ特に大きいと認められる区域

◎ 断層の有無は規制対象でない

**盛土規制法により、盛土規制は県条例から政  
令市条例へ移管**

**静岡市は来年度向けに「市盛土規制条例」を制  
定する見込み**

**「盛土規制法」にも、現行の県盛土条例にも「不認  
可要件」が明記されていない。盛土をする場所に断  
層がある場合に「不認可」とする明文がない。**

**他の法律ではどうか**

**森林法では？**

**ツバクロは私有林のため規制外**

**河川法では？**

**ツバクロは「河川区域指定」外**

**お手上げか？**

# ツバクロ対岸 下千枚沢の 崩落状況

対岸の崩落  
地形に加え  
置き場に  
断層  
360万 $\text{m}^3$ の盛土  
して大丈夫？



## 県環境影響評価条例上の扱いに望み

現在、県環境保全連絡会議(特に、水環境・地質構造部会)にて、ツバクロ盛土問題は

景観および環境に与える影響の観点から審議中

議論次第で、特に活断層であることが判明すれば**盛土量の縮減**の可能性がでてくるのでは？

# 静岡県環境影響評価条例

## 第3条

県は、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、この条例の規定による手続が適切かつ円滑に行われるように事業者等に対し、必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。